

令 05 原 機 ( ふ ) 378

令 和 6 年 2 月 16 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範

(公印省略)

新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画変更届出

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項及び第 5 項の規定に基づき，下記のとおり新型転換炉原型炉施設の廃止措置計画に係る軽微な変更を届け出ます。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

代表者の氏名 理事長 小口 正範

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

新型転換炉原型炉ふげん

所 在 地 福井県敦賀市明神町 3 番地

三 発電用原子炉の名称

名 称 新型転換炉原型炉施設

#### 四 変更に係る事項

平成 20 年 2 月 12 日付け平成 18・11・07 原第 4 号をもって認可を受けた後、別紙 1 のとおり変更認可を受け、別紙 2 のとおり変更を届け出た新型転換炉原型炉施設の廃止措置計画に関し、次の事項の一部を別紙 3 のとおり変更する。

#### 8 核燃料物質の管理及び譲渡し

##### 1 1 廃止措置の工程

#### 五 変更の理由

ふげん使用済燃料の搬出に関して、輸送容器の設計変更に伴う対応、仏国事業者が実施する仏国の再処理許可取得に関する確認試験の実施に伴う対応を踏まえ、搬出計画を見直し、搬出完了時期を令和 8 年度(2026 年度)から令和 13 年度(2031 年度)に変更する。

なお、本変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障がないことから、軽微な変更として届け出る。

以上

## 変更認可の経緯

認可年月日	認可番号	備考
平成30年5月10日	原規規発第1805108号	使用済燃料の譲渡しを含む廃止措置計画の変更、保管区域の設定場所及び容量の明確化等に伴う変更
令和元年7月22日	原規規発第1907223号	設備維持管理等の変更及び放射性気体・液体廃棄物の放出量の実績値反映に伴う変更
令和3年5月14日	原規規発第2105141号	新検査制度への移行に伴い、性能維持施設に関する事項の追加、品質マネジメントシステムに係る事項等の追加に伴う変更
令和4年2月21日	原規規発第2202215号	セメント混練固化装置の仕様反映等に伴う変更
令和4年11月16日	原規規発第2211165号	ユニット型空気圧縮機及び原子炉補機冷却系代替冷却装置の仕様反映並びに受電系統の運用変更に伴う変更

## 変更届出の経緯

届出年月日	届出番号	備考
平成24年3月22日	23原機(ふ)516	使用済燃料搬出期間の5年繰り延べ, 廃止措置完了時期の5年延長に伴う変更
平成27年4月27日	27原機(ふ)072	組織名称及び本部住所並びに理事長交代に伴う変更
平成30年4月2日	30原機(ふ)002	組織改編に伴う組織名称の変更
令和4年4月25日	令04原機(敦廃)002	理事長交代に伴う変更
令和4年11月25日	令04原機(敦廃)009	原子炉本体解体の安全性をより高めるため, 原子炉本体解体撤去着手時期の7年間延伸及び廃止措置完了時期の7年間延伸に伴う変更
令和5年12月7日	令05原機(ふ)290	原子炉補機冷却系代替冷却装置設置工事工程の延伸に伴う変更

新型轉換炉原型炉施設 廃止措置計画変更届出書  
変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>8 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>8.1 施設内の核燃料物質の状況～8.3 核燃料物質の措置（省略）</p> <p>8.4 核燃料物質の搬出計画</p> <p>使用済燃料は，専用の使用済燃料輸送用容器に収納し，専用の輸送船により，<u>2026年度</u>までに国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者の再処理施設へ全量を搬出する予定である。</p> <p>使用済燃料の搬出は，事業所内の運搬，事業所外の運搬等の関係法令を遵守して実施していく。</p> <p>表 8-1 核燃料物質の貯蔵状況（省略）</p>	<p>8 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>8.1 施設内の核燃料物質の状況～8.3 核燃料物質の措置（変更なし）</p> <p>8.4 核燃料物質の搬出計画</p> <p>使用済燃料は，専用の使用済燃料輸送用容器に収納し，専用の輸送船により，<u>2031年度</u>までに国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者の再処理施設へ全量を搬出する予定である。</p> <p>使用済燃料の搬出は，事業所内の運搬，事業所外の運搬等の関係法令を遵守して実施していく。</p> <p>表 8-1 核燃料物質の貯蔵状況（変更なし）</p>	<p>・使用済燃料搬出計画の見直しに伴う変更</p>

注) 下線は，変更箇所を示すものであり，変更内容に含まない。

変更前	変更後	備考
<p>1 1 廃止措置の工程</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置は、「原子炉等規制法」に基づく本廃止措置計画の認可以降、本廃止措置計画に基づき実施し、2040年度までに完了する予定である。廃止措置工程を表11-1に示す。</p> <p>なお、廃止措置は長期に渡るものであることから、表11-1 廃止措置工程の終了時期以外の時間軸である年度展開については、厳密なものではなく、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間、原子炉周辺設備解体撤去期間、原子炉本体解体撤去期間、建屋解体期間の期間ごとに各工事を管理することとし、本表に記載した工事の順序を遵守して工事を実施していく。</p>	<p>1 1 廃止措置の工程</p> <p>新型転換炉原型炉施設の廃止措置は、「原子炉等規制法」に基づく本廃止措置計画の認可以降、本廃止措置計画に基づき実施し、2040年度までに完了する予定である。廃止措置工程を表11-1に示す。</p> <p>なお、廃止措置は長期に渡るものであることから、表11-1 廃止措置工程の終了時期以外の時間軸である年度展開については、厳密なものではなく、重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間、原子炉周辺設備解体撤去期間、原子炉本体解体撤去期間、建屋解体期間の期間ごとに各工事を管理することとし、本表に記載した工事の順序を遵守して工事を実施していく。</p>	<p>・変更なし</p>

